

令和7年9月19日

お 知 ら せ

担当課	監理課
担当者	難波、菊池
内 線	4 1 3 3、4 1 3 7
直 通	2 2 6－7 4 6 3

建設業法による指示処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（指示処分）を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社井口左官工業所 いぐちさかんこうぎょうしょ	代表者氏名	井口 勝義 いぐち かつよし
主たる営業所の所在地	玉野市八浜町見石1607-82		
許可番号	岡山県知事許可（般-7）第17410号		
許可を受けている建設業の種類	建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、 タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、 塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、 建具工事業		

2 処分をした日

令和7年9月18日

3 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定による指示

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
- ③ 上記①及び②について、同社が講じた内容を文書により報告すること（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）。

4 処分の原因となった事実

（有）井口左官工業所は、過去にも直近5事業年度の建設業法第11条第2項に規定する書類を毎事業年度経過後4月以内に届出せず岡山県から指導を受けているにも関わらず、再度、大幅に届出期限を超過して届出しており、改善が見られない。

このことは、建設業法第11条第2項に違反するため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。